

平成28年度12月追加補正予算の概要について

平成28年12月14日
財 政 部

平成28年度各会計補正予算総括表

(単位 千円)

| 会 計 別 | | 前回までの累計額 | 補正予算額 | 計 |
|------------------|----------------------------------|-------------|---------|-------------|
| 一 般 会 計 | | 114,138,402 | 125,000 | 114,263,402 |
| 特 別 会 計 | 公 設 浄 化 槽 事 業 費 | 8,492 | | 8,492 |
| | 農 業 集 落 排 水 事 業 費 | 517,769 | | 517,769 |
| | 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 費 | 65,376 | | 65,376 |
| | 国 民 健 康 保 険 費 | 32,084,481 | | 32,084,481 |
| | 介 護 保 険 費 | 24,409,844 | | 24,409,844 |
| | 後 期 高 齢 者 医 療 費 | 2,893,164 | | 2,893,164 |
| | 中 央 卸 売 市 場 費 | 1,614,738 | | 1,614,738 |
| | 土 地 取 得 事 業 費 | 13,310 | | 13,310 |
| | 東 中 野 財 産 区 | 2,677 | | 2,677 |
| | 東 中 野, 東 安 庭, 門 財 産 区 | 704 | | 704 |
| | 計 | 61,610,555 | | 61,610,555 |
| 総 計 | | 175,748,957 | 125,000 | 175,873,957 |

企業会計

(単位 千円)

| 区 分 | | 収益的収入 | 収益的支出 | 資本的収入 | 資本的支出 | 収入計 | 支出計 |
|-----------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 水 道 事 業 | 前回までの累計額 | 7,993,145 | 6,663,575 | 666,173 | 5,157,169 | 8,659,318 | 11,820,744 |
| | 今回補正予算額 | | | | | | |
| | 計 | 7,993,145 | 6,663,575 | 666,173 | 5,157,169 | 8,659,318 | 11,820,744 |
| 下 水 道 事 業 | 前回までの累計額 | 8,532,732 | 8,071,548 | 2,907,854 | 6,467,073 | 11,440,586 | 14,538,621 |
| | 今回補正予算額 | | | | | | |
| | 計 | 8,532,732 | 8,071,548 | 2,907,854 | 6,467,073 | 11,440,586 | 14,538,621 |
| 病 院 事 業 | 前回までの累計額 | 4,124,137 | 3,900,044 | 617,096 | 702,027 | 4,741,233 | 4,602,071 |
| | 今回補正予算額 | | | | | | |
| | 計 | 4,124,137 | 3,900,044 | 617,096 | 702,027 | 4,741,233 | 4,602,071 |

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳 入

(単位 千円)

| 款 | 科 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----|-------------|-------------|---------|-------------|
| 1 | 市 税 | 41,821,593 | | 41,821,593 |
| 2 | 地 方 譲 与 税 | 879,519 | | 879,519 |
| 3 | 利 子 割 交 付 金 | 66,820 | | 66,820 |
| 4 | 配 当 割 交 付 金 | 294,018 | | 294,018 |
| 5 | 株式等譲渡所得割交付金 | 92,368 | | 92,368 |
| 6 | 地方消費税交付金 | 6,127,463 | | 6,127,463 |
| 7 | ゴルフ場利用税交付金 | 25,817 | | 25,817 |
| 8 | 特別地方消費税交付金 | 1 | | 1 |
| 9 | 自動車取得税交付金 | 129,330 | | 129,330 |
| 10 | 地方特例交付金 | 124,795 | | 124,795 |
| 11 | 地 方 交 付 税 | 14,679,233 | | 14,679,233 |
| 12 | 交通安全対策特別交付金 | 68,085 | | 68,085 |
| 13 | 分担金及び負担金 | 1,837,679 | | 1,837,679 |
| 14 | 使用料及び手数料 | 1,841,087 | | 1,841,087 |
| 15 | 国 庫 支 出 金 | 20,134,481 | | 20,134,481 |
| 16 | 県 支 出 金 | 7,420,320 | 125,000 | 7,545,320 |
| 17 | 財 産 収 入 | 337,444 | | 337,444 |
| 18 | 寄 附 金 | 71,726 | | 71,726 |
| 19 | 繰 入 金 | 3,277,813 | | 3,277,813 |
| 20 | 繰 越 金 | 1,690,427 | | 1,690,427 |
| 21 | 諸 収 入 | 1,568,004 | | 1,568,004 |
| 22 | 市 債 | 11,650,379 | | 11,650,379 |
| | 歳 入 合 計 | 114,138,402 | 125,000 | 114,263,402 |

歳 出

(単位 千円)

| 款 | 科 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補 正 額 の 財 源 内 訳 | | | |
|---------|-------|-------------|---------|-------------|-----------------|-----|-----|------|
| | | | | | 特 定 財 源 | | | 一般財源 |
| | | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | |
| 1 | 議 会 費 | 666,035 | | 666,035 | | | | |
| 2 | 総 務 費 | 14,986,754 | | 14,986,754 | | | | |
| 3 | 民 生 費 | 44,607,390 | | 44,607,390 | | | | |
| 4 | 衛 生 費 | 8,081,310 | | 8,081,310 | | | | |
| 5 | 労 働 費 | 275,650 | | 275,650 | | | | |
| 6 | 農 林 費 | 2,747,015 | 125,000 | 2,872,015 | 125,000 | | | |
| 7 | 商 工 費 | 1,247,129 | | 1,247,129 | | | | |
| 8 | 土 木 費 | 15,829,285 | | 15,829,285 | | | | |
| 9 | 消 防 費 | 3,998,187 | | 3,998,187 | | | | |
| 10 | 教 育 費 | 8,952,253 | | 8,952,253 | | | | |
| 11 | 災害復旧費 | 1 | | 1 | | | | |
| 12 | 公 債 費 | 12,697,393 | | 12,697,393 | | | | |
| 13 | 予 備 費 | 50,000 | | 50,000 | | | | |
| 歳 出 合 計 | | 114,138,402 | 125,000 | 114,263,402 | 125,000 | | | |

平成 28 年 度 12 月 追 加 補 正 予 算 事 業

《 一 般 会 計 》

(単位 千円)

| 款 | (部) 課 等 名 | 事 業 名 | 事 業 費 |
|-------|--------------|---|---------|
| 6 農林費 | (農林部) 農政課 | 産地パワーアップ事業 ※ 国の平成28年度補正予算 (第2号) 関連事業 | 125,000 |

盛岡市職員給与支給条例等について

平成28年12月14日
総務部

1 提案理由

人事院及び岩手県人事委員会の勧告並びに国及び県の状況等を勘案し、一般職の職員の給料月額及び手当の額の改定等をするとともに、常勤の特別職の職員及び市議会議員の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。

2 改正の内容

(1) 盛岡市職員給与支給条例（昭和24年条例第2号）の一部改正

ア 給料表の改定（平成28年4月1日適用）

| 区分 | 行政職給料表 | 医療職給料表(1) | 医療職給料表(2) |
|-----|--------|-----------|-----------|
| 改定率 | 0.20% | 0.17% | 0.23% |

イ 初任給調整手当の改定（平成28年4月1日適用）

初任給調整手当について、医療職給料表(1)の適用を受ける職員（医師）に対する支給月額の限度額を30万8,000円（現行30万7,800円）に改める。

ウ 扶養手当の改定

配偶者に係る手当の支給月額を6,500円（現行13,000円）に引き下げ、子に係る手当の支給月額を10,000円（現行6,500円）に引き上げるとともに、行政職給料表8級の適用を受ける職員等に対する配偶者及び父母等に係る手当の支給月額を3,500円とするほか、職員に配偶者が不在の場合の扶養親族1人に係る手当の支給月額を11,000円とする取扱いを廃止する。

なお、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間、次の特例措置を講ずる。

| 扶養親族 | | 28年度 | 29・30年度 | 31年度 | 32年度以降 |
|---------------------|------------|---------|---------|-------------|---------|
| 配偶者 | 行政職給料表7級以下 | 13,000円 | 10,000円 | 6,500円 | 6,500円 |
| | 行政職給料表8級 | 13,000円 | 10,000円 | 6,500円 | 3,500円 |
| 子 | | 6,500円 | 8,000円 | 10,000円 | 10,000円 |
| 父母等 | 行政職給料表7級以下 | 6,500円 | 6,500円 | 6,500円 | 6,500円 |
| | 行政職給料表8級 | 6,500円 | 6,500円 | 6,500円 | 3,500円 |
| 配偶者が不在場合 の扶養親族1人 | 子 | 11,000円 | 10,000円 | 上記子又は父母等と同額 | |
| | 父母等 | 11,000円 | 9,000円 | | |

※「行政職給料表7級以下」及び「行政職給料表8級」には、行政職給料表以外の各給料表におけるこれらに相当する職務の級を含む。

エ 勤勉手当の改定

勤勉手当の支給割合を次のとおり改める。

(7) 再任用職員以外

| 区分 | 現行 | 改定(28年度) | 改定(29年度以降) |
|------|-------|----------|------------|
| 6月期 | 0.775 | 0.775 | 0.85 |
| 12月期 | 0.775 | 0.925 | 0.85 |
| 合計 | 1.55 | 1.70 | 1.70 |

(4) 再任用職員

| 区分 | 現行 | 改定(28年度) | 改定(29年度以降) |
|------|-------|----------|------------|
| 6月期 | 0.375 | 0.375 | 0.40 |
| 12月期 | 0.375 | 0.425 | 0.40 |
| 合計 | 0.75 | 0.80 | 0.80 |

- (2) 盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例(昭和26年条例第2号)の一部改正
期末手当の支給割合を次のとおり改める。

| 区分 | 現行 | 改定(28年度) | 改定(29年度以降) |
|------|------|----------|------------|
| 6月期 | 1.55 | 1.55 | 1.625 |
| 12月期 | 1.55 | 1.70 | 1.625 |
| 合計 | 3.10 | 3.25 | 3.25 |

- (3) 盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第22号)の一部改正

期末手当の支給割合を次のとおり改める。

| 区分 | 現行 | 改定(28年度) | 改定(29年度以降) |
|------|------|----------|------------|
| 6月期 | 1.55 | 1.55 | 1.625 |
| 12月期 | 1.55 | 1.70 | 1.625 |
| 合計 | 3.10 | 3.25 | 3.25 |

- (4) 盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年条例第63号)の一部改正

ア 給料表(特定任期付職員)の改定 改定率0.05%(平成28年4月1日適用)

イ 期末手当(特定任期付職員)の支給割合を次のとおり改める。

| 区分 | 現行 | 改定(28年度) | 改定(29年度以降) |
|------|------|----------|------------|
| 6月期 | 1.55 | 1.55 | 1.625 |
| 12月期 | 1.55 | 1.70 | 1.625 |
| 合計 | 3.10 | 3.25 | 3.25 |

3 施行期日

- (1) 2-(1) ア・イ・エ(平成28年度の支給割合改定に係る部分に限る。), 2-(2) (平成28年度の支給割合改定に係る部分に限る。), 2-(3) (平成28年度の支給割合改定に係る部分に限る。), 2-(4) ア・イ(平成28年度の支給割合改定に係る部分に限る。) 公布の日
- (2) 2-(1) ウ・エ(平成29年度以降の支給割合改定に係る部分に限る。), 2-(2) (平成29年度以降の支給割合改定に係る部分に限る。), 2-(3) (平成29年度以降の支給割合改定に係る部分に限る。), 2-(4) イ(平成29年度以降の支給割合改定に係る部分に限る。) 平成29年4月1日

盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等について

平成28年12月14日

総務部

1 提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の改正に伴い、並びに国及び県の状況を勘案し、職員の休暇に介護時間を加えるとともに、介護休暇の取得方法及び非常勤職員の育児休業の要件を改めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 職員の休暇に、職員が要介護者の介護をするため、連続する3年の期間内において、1日の勤務時間の一部を無給とする休暇である介護時間を加える。
- (2) 介護休暇を、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内の期間内において取得できることとする。
- (3) 職員の深夜勤務等の制限に係る子の範囲に次の者を加える。
 - ア 特別養子縁組の監護期間中の子
 - イ 養子縁組による養親を希望する里親に委託された子
- (4) (3)イに掲げる者を、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する養子縁組里親に委託された子に改める。
- (5) 3歳未満児を養育する職員の時間外勤務の制限と同様の制限を、要介護者を介護する職員にも適用する。
- (6) 引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、子が1歳6箇月に達する日までに任期が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員が育児休業を取得できることとする。
- (7) 育児休業等に係る子の範囲に、児童の親等の意に反するため、養子縁組による養親を希望する者として委託することができない養育里親に委託された子を加える。
- (8) (7)の養子縁組による養親を希望する者を、児童福祉法に規定する養子縁組里親に改める。
- (9) 職員が再度の育児休業及び育児短時間勤務ができる場合に、特別養子縁組が成立せずの子の監護期間が終了した場合及び養子縁組が成立せずの子の委託が解除された場合を加える。
- (10) 部分休業の上限時間から介護時間を差し引くこととする。

※ (1) 及び(2) の期間並びに(3) から(5) までは、上下水道局及び市立病院においては管理規程で取り扱う事項である。

3 一部改正を行う条例

- (1) 盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年条例第51号）
- (2) 盛岡市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和34年条例第34号）
- (3) 盛岡市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第76号）
- (4) 盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号）

4 施行期日

平成29年1月1日（上記2(4) 及び(8) については、平成29年4月1日）

カナダを相手国とするTokyo2020ホストタウン第三次登録申請の審査結果について

平成28年12月14日

市 民 部

1 審査結果

平成28年12月9日に丸川大臣記者会見において第三次登録申請の審査結果が発表され、本市がカナダを相手国とするホストタウンとして認定されたものである。

岩手県内のホストタウン登録自治体は、本市が初めてである。

(第三次登録申請の審査結果)

申請件数 101件 (新規申請 65件, 継続審査 36件) ※盛岡市は, 継続審査に分類。

認定件数 47件 (新規申請 36件, 継続審査 11件)

2 今後の取組 (予定)

(1) 交流事業の実施 (平成29年度以降)

ア 姉妹都市交流 (継続的事業)

- ・スポーツ団体の相互派遣交流・親善試合の実施
- ・ビクトリアからの訪問団に対する盛岡文化の紹介・体験イベントの実施
- ・盛岡市民を対象とする国際理解イベントの実施

イ カナダ選手との交流 (Tokyo2020)

- ・市民交流パーティーの開催
- ・盛岡さんさ踊りパレードへの参加

ウ カナダチームの応援 (Tokyo2020)

- ・事前キャンプ時のおもてなし
- ・パブリックビューイングの実施 (2018平昌, 2022北京を含む)

エ 日本人オリンピック・パラリンピアンとの交流 (随時)

- ・競技体験イベントや講演会の開催
- ・東日本大震災被災地支援イベントの実施

(2) 事前キャンプ誘致交渉対象競技

ア スポーツクライミング

イ ラグビー (7人制)

ウ バレーボール (紫波町との連携)

※平成29年5月にカナダのスポーツクライミング競技のヘッドコーチが盛岡市を訪問し、競技施設の視察を予定

3 これまでの経緯

| | |
|--------------|---------------------------|
| 平成27年12月11日 | ホストタウン第一次登録申請締切（申請見送り） |
| 平成28年5月13日 | ホストタウン第二次登録申請書提出 |
| 6月14日 | 第二次登録申請審査結果通知（継続審査） |
| 10月21日 | ホストタウン第三次登録申請書提出 |
| 10月30日～11月6日 | カナダ競技団体に対しプロモーション活動実施 |
| 11月16日 | 内閣官房へカナダ競技団体プロモーション活動概要報告 |
| 12月9日 | 第三次登録申請審査結果公表 |

4 ホストタウンの登録状況

第一次登録では44件，第二次登録では47件，第三次登録では47件がホストタウンとして登録され，全国で138件（186自治体）となっている。東北では，6県で20件（24自治体）が登録されている。

(東北6県の登録状況)

| 都道府県 | 登録団体名 | 相手国・地域 | 主な対象競技 | 備考 |
|------------------|---------------------|-----------|----------------------------|------------------|
| 青森県 (2件:2自治体) | 弘前市 | 台湾 | ソフトボール | 第3次登録 |
| | 今別町 | モンゴル | フェンシング | 第1次登録 |
| 岩手県 (1件:1自治体) | 盛岡市 | カナダ | スポーツクライミング・ラグビー・パ レーボール | 第3次登録 |
| 宮城県 (2件:2自治体) | 仙台市 | イタリア | サッカー | 第1次登録 |
| | 蔵王町 | パラオ | | 第1次登録 |
| 秋田県 (3件:6自治体) | 秋田県・大館市・ 仙北市・美郷町 | タイ | バドミントン | 第1次登録 (第3次追加) |
| | 秋田市・秋田県 | フィジー | ラグビー | 第3次登録 |
| | 横手市・秋田県 | インドネシア | バドミントン | 第2次登録 (第3次追加) |
| 山形県 (7件:8自治体) | 山形市 | サモア・台湾・タイ | 柔道 | 第2次登録 |
| | 鶴岡市 | ドイツ・モルドバ | 陸上(パラリンピック) | 第2次登録 (第3次追加) |
| | 酒田市 | ニュージーランド | トライアスロン | 第3次登録 |
| | 上山市 | ポーランド | 陸上 | 第1次登録 |
| | 村山市 | ブルガリア | 新体操 | 第3次登録 |
| | 長井市 | タンザニア | | 第3次登録 |
| | 天童市・山形県 | トルクメニスタン | | 第3次登録 |
| 福島県 (5件:5自治体) | 福島市 | スイス | サッカー・柔道・陸上・新体操など | 第3次登録 |
| | 会津若松市 | タイ | | 第2次登録 |
| | 郡山市 | オランダ | | 第1次登録 |
| | いわき市 | サモア | | 第2次登録 |
| | 猪苗代町 | ガーナ | | 第1次登録 |

(参考：盛岡市以外のカナダを相手国とする登録状況)

| 都道府県 | 登録団体名 | 相手国・地域 | 主な対象競技 | 備考 |
|------|-------------|---------------------------------------|-----------|------------------|
| 和歌山県 | 和歌山県・和歌山市 | オーストラリア・カナダ | 陸上・水泳(競泳) | 第2次登録 |
| 香川県 | 香川県・丸亀市・坂出市 | ブラジル・デンマーク・エストニア・ フィンランド・ノルウェー・カナダ | 陸上・カヌー・野球 | 第2次登録 (第3次追加) |

JR山田線の社会実験について

1. 概要

JR東日本盛岡支社と盛岡市が連携して取組んでいるJR山田線社会実験について、目標としていた1日あたりの増加乗車人員数200人を達成することができなかつたため、平成29年3月をもって同社会実験を終了することとなったものである。

なお、これに伴い、盛岡・上米内間の平日の夕・夜の時間帯に上下各2本、合計4本の増発列車は、平成29年3月末をもって運転が取りやめとなるものである。

2. 経緯

平成25年9月30日 社会実験開始日

平成28年3月31日 当初社会実験期間終了日

4月1日 1年間延長開始日

12月5日 効果の検証

3. 乗車人員調査結果

- ・ 実験開始後の乗車人員調査は、平成26年上期、下期、平成27年上期、下期、平成28年6月、9月、11月の7回行った。
- ・ 実験開始前の1日あたり乗車人員を400人とし、目標値は200人増加の600人としていたが、7回の調査いずれにおいても、目標値には到達していない。
- ・ 最大値は、平成27年上期に記録し、目標値に対して、過半の値を示したが、他の6回の調査では、いずれも目標値の半分に満たない状況であった。

4. 市の対応

- ・ 当初の実験期間中に目標値を達成していなかったものの、当市からの延長要望も踏まえて、JRでは1年間延長の判断をしたものであるが、延長期間においても目標値を達成していないことから、JRと市が平成28年3月16日に締結した「確認書」のとおり、延長はしないこととなるものである。
- ・ なお、今後においては、社会実験を通じて結成された「JR山田線ファンクラブ」などの地域でのマイレール運動の支援を継続し、山田線の利用促進に結び付けていくこととしたい。

参考

〈J R山田線時刻表, 平成 28 年 3 月 26 日改正〉

| | 盛岡 発 | 上盛岡 発 | 山岸 発 | 上米内 着 | 備考 |
|------|---------|---------|---------|---------|----|
| 下り列車 | 7 : 29 | 7 : 33 | 7 : 37 | 7 : 43 | |
| | 8 : 10 | 8 : 15 | 8 : 18 | 8 : 24 | |
| | 11 : 08 | 11 : 12 | 11 : 16 | 11 : 22 | |
| | 13 : 51 | 13 : 55 | 13 : 59 | 14 : 05 | |
| | 16 : 40 | 16 : 44 | 16 : 48 | 16 : 53 | |
| | 18 : 21 | 18 : 25 | 18 : 29 | 18 : 35 | 増発 |
| | 19 : 06 | 19 : 10 | 19 : 14 | 19 : 19 | |
| | 20 : 43 | 20 : 47 | 20 : 51 | 20 : 57 | 増発 |

| | 上米内 発 | 山岸 発 | 上盛岡 発 | 盛岡 着 | 備考 |
|------|---------|---------|---------|---------|----|
| 上り列車 | 7 : 01 | 7 : 08 | 7 : 11 | 7 : 17 | |
| | 7 : 49 | 7 : 55 | 7 : 59 | 8 : 04 | |
| | 8 : 31 | 8 : 37 | 8 : 41 | 8 : 46 | |
| | 11 : 24 | 11 : 30 | 11 : 33 | 11 : 38 | |
| | 17 : 54 | 18 : 00 | 18 : 03 | 18 : 08 | |
| | 18 : 41 | 18 : 47 | 18 : 50 | 18 : 55 | 増発 |
| | 20 : 15 | 20 : 21 | 20 : 24 | 20 : 29 | |
| | 21 : 02 | 21 : 08 | 21 : 12 | 21 : 17 | 増発 |